

公立大学法人大阪入札結果の公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人大阪物品等一般競争入札実施要綱第16条の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)が締結した売買、貸借、請負その他の契約に係る入札結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 この基準の対象は、一般競争入札及び指名競争入札に基づく契約とする。

(公表内容)

第3条 法人の公表する内容は、次の各号に掲げる事項とし、様式第1号の方法により行うものとする。

- (1) 入札案件名
- (2) 入札方式
- (3) 入札日
- (4) 契約期間
- (5) 落札金額
- (6) 総合評価得点(ただし、総合評価一般競争入札の場合)
- (7) 落札者の商号又は氏名
- (8) 発注所属名
- (9) 前各号に掲げるもののほか、結果公表について必要な事項

(公表の時期及び期間)

第4条 発注所属の長は、契約を締結した後、速やかに経理責任者又は副経理責任者(以下「経理責任者等」という。)に報告し、経理責任者等は、その報告に基づき公表を行うものとする。

2 公表の期間は、少なくとも公表した日の翌日から起算して2年が経過する日までの期間とする。

(公表方法)

第5条 公表は、法人のホームページ及び大阪市立大学医学部附属病院ホームページによるものとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

